

## 大阪大学産業科学研究所情報ネットワーク室内規

### 第1章 総則

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、情報ネットワーク室を置く。

(目的)

第2条 情報ネットワーク室は、情報ネットワークシステムに関する業務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 情報ネットワーク室は、室長及び室員で組織する。

2 室員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室長及び室員は、再任を妨げない。

(室長)

第4条 室長は、教育連携・広報担当の産業科学研究所役員会構成員をもって充てる。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授 各1名
- (2) 産業科学研究所の専任教員 2名（うち1名は、第1研究部門（情報・量子科学系）の専任教員（情報科学に関する専門知識を有する者に限る。））
- (3) 産業科学研究所の技術職員（計測班の技術職員に限る。） 若干名
- (4) その他室長が必要と認めた者

### 第2章 部局ネットワーク担当者

(指名)

第6条 産業科学研究所における部局ネットワーク担当者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 前条第2号の室員（第1研究部門（情報・量子科学系）の専任教員（情報科学に関する専門知識を有する者に限る。））のうちから所長が指名する者 1名
  - (2) 前条第3号の室員のうちから所長が指名する者 1名
- 2 部局ネットワーク担当者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部局ネットワーク担当者は、大阪大学総合情報通信システム運用チームの構成員を兼ねるものとする。

### 第3章 雑則

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、情報ネットワーク室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年1月21日から施行する。
- 2 大阪大学産業科学研究所情報ネットワーク委員会規程は廃止する。

附 則

この改正は、平成16年7月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年2月17日から施行する。
- 2 この規程施行時に、現に情報ネットワーク室長であった者は、第3条及び第4条第1号で選出された室長及び室員とみなし、第5条の規定に関わらず、任期は平成18年3月31日までとする。
- 3 この規程施行時に、現に平成17年2月17日までの任期の室員は、第5条の規定に関わらず、任期は平成17年3月31日までとする。
- 4 この規程施行時に、現に計測・情報システム掛の技術職員は、第4条第3号の室員とみなす。
- 5 この改正に伴い、新たに選出される第4条第1項第1号の室員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の前日において室員である者のうち、その任期が平成22年3月31日までの者は、この改正施行の日に改正後の第5条第1号又は第2号の規定により室員として選出されたものとみなし、その任期は、改正後の第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の前日において室員である者のうち、その任期が平成26年3月31日までの者は、この改正施行の日に改正後の第5条の規定により室員として選出されたものとみなし、その任期は、改正後の第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

- 情報ネットワーク室に関する申し合わせ (H. 6. 5. 19.)
- (H. 7. 3. 16. 一部改正)  
(H. 11. 1. 21. 一部改正)  
(H. 21. 4. 1. 一部改正)
1. 本研究所の各研究分野及び附属研究施設に情報ネットワーク担当者を置く。
  2. 情報ネットワーク担当者は、当該研究分野及び附属研究施設における次の各号に掲げる業務に従事する。
    - (1) 当該研究分野及び附属研究施設における情報ネットワーク機器の新設及び更新等について、速やかに情報ネットワーク室長に通知すること。
    - (2) 当該研究分野及び附属研究施設における教職員及び学生等の異動について、速やかに情報ネットワーク室長に通知すること。
    - (3) その他当該研究分野及び附属研究施設における情報ネットワークに関する業務